

別表 2

中国ブロック大会補助対象経費・補助基準（限度）額・必要な領収書等一覧

費目	項目	補助対象経費	補助対象基準及び限度額	必要な領収書等
謝金	謝金	競技役員・審判員・補助員の謝金	1人1日：9,000円を限度とする実費	住所・氏名は自筆 とし、押印のこと。 源泉徴収の手続きを行うこと。旅費を支給する場合は合計金額の源泉徴収となる。(10.21%(復興税含む))
		医師	1人1日：50,000円を限度とする実費	
		看護師	1人1日：12,000円を限度とする実費	
旅費	運賃	医師・看護師・競技役員・審判員・補助員の旅費	【公共交通機関使用の場合】 鉄道、バス等の実費	住所・氏名は自筆 とし、押印のこと。 謝金と併せて支給する場合は源泉徴収の手続きを行うこと。その場合謝金・旅費の合計金額の源泉徴収となる。(10.21%(復興税含む)) 公共交通機関利用の場合は、業者発行の領収も可とする。 タクシー代は対象外とする。 高速を使用の場合は道路管理者の発行する領収書又はETC支払証明書 ※振込の場合は振込依頼書で可(振込手数料は対象外)
	宿泊費		【個人車両使用の場合】 30円/km 高速代実費	
消耗品費	消耗品費	1 用紙代、資料のコピー代等 2 競技会開催に必要な消耗品	実費	業者発行の明細及び領収書 数量及び単価が明記されていること。
食糧費	食糧費	競技役員・審判員・補助員の弁当代	実費	業者発行の明細及び領収書 人数及び単価が明記されていること。
借損料	会場使用料等	競技会開催に係る会場使用料及び用具借上料	監督会議開催日から競技会終了までの会場使用料及び器具使用料の実費	使用許可書又は請求書等、使用明細が記載されているもの。 ※必ず明細等単価が記載されている書類を添付すること。 明細がない場合は施設使用料一覧を添付すること。 使用日が明記された明細又は領収とし、 但し書きに「中国ブロック大会」を明記すること。
空調費	空調費	競技会開催に係る競技会場空調費	競技開始日(公式練習含む)競技会終了までの競技会場空調費の実費とする。 ※会議室等の空調費は会場使用料に計上すること	使用料と一括請求・領収で差し支えない。 使用許可書又は請求書等、使用明細が記載されているもの。 ※必ず明細等単価が記載されている書類を添付すること。 明細がない場合は施設使用料一覧を添付すること。 使用日が明記された明細又は領収とし、 但し書きに「中国ブロック大会」を明記すること。

《注》

1 事業計画において、県内旅費の計算に当たり、対象者や旅行の手段等が特定できない場合、平均単価として1日2,600円で計算して差し支えない。